

八王子市工事成績評定取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、八王子市が発注する工事の成績評定(以下「評定」という。)に関する必要な事項を定めることにより、公正かつ適切な評定を実施し、もって受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(対象工事)

第2条 評定は、1 件の予定価格が、130 万円を超える工事(検査に不合格になった工事を除く。)について行うものとする。ただし、次に掲げる工事にあつては、評定を省略することができる。

- (1) 水路等のしゅんせつ(土さらい、清掃等)や、残土や土砂等を処分する工事
- (2) 案内板、銘板、標識等の設置工事
- (3) 交通安全施設等(区画線設置、交通標識設置、ガードレール設置等)の工事
- (4) 土のう積み、側溝蓋掛け等の工事
- (5) 試掘、解体(金額要件による)、撤去等の工事
- (6) 機械の設置及び撤去、交換、補修等の工事
- (7) 災害復旧等の工事や緊急工事
- (8) 特定業者が施工(運動施設等整備、防護柵等の設置等)の工事
- (9) 検査課長が必要と認めるもの。

(評定者)

第3条 評定は、次の者が行うものとする。

- (1) 当該工事の監督員(総括監督員、主任監督員、担当監督員)
- (2) 当該工事の検査を行った検査員

(評定の時期)

第4条 評定の時期は、完了検査(一部しゅん工の検査を含む)の完了後とする。

(評定の方法)

第5条 評定の方法は、工事ごとに各評定者が、工事成績評定表(第1号様式。以下「評定表」という。)の各評定項目について評定を行うものとする。ただし、手直し後の評定は行わない。

2 監督員が行う評定等

主任監督員及び担当監督員の評定は、評定表及び工事成績評定項目別評定表(第2号様式から第5号様式)により行い、その結果を総括監督員に報告する。

- 3 総括監督員は、前項により主任監督員及び担当監督員の行った評価の結果を総合的に判断し、評価表の各評価項目(「法令・契約等の遵守」の項目を除く。)について評価を行う。
- 4 総括監督員は、評価表の評価項目中「法令・契約等の遵守」について、工事成績評価項目別評価表(第6号様式)により評価を行う。
- 5 総括監督員である工事担当課長(以下「課長」という。)は、工事成績評価報告書に当該工事の係る意見を付し、評価表とともに検査課長に報告する。
- 6 検査員が行う評価等
検査員は、検査が終了したときは、検査成績評価表(第7号様式)及び検査成績項目別評価表(第8号様式)により完了検査(一部しゅん工の検査を除く)及び、完了検査(一部しゅん工の検査を除く)以外の検査を行った場合は、完了検査(一部しゅん工の検査を除く)以外の検査結果(ただし、中間点検・施工体制点検は除く)を反映した当該工事の評価を行い、その結果を評価表により検査課長に報告する。
- 7 検査課長は、報告を受けた監督員及び検査員の評価結果を評価表に取りまとめる。

(評価区分)

第6条 工事成績評価に基づく評価区分は、以下のとおり定める。

評価区分 (ランク)	評価点	評価の内容
A	86点以上	他の模範となる優秀な工事 八王子市 HP 掲載(1 年間) 優秀工事顕彰(予定価格 1000 万円以上の 工事で優良工事施工者顕彰選考委員会 において認められた場合)
B	80点以上で86点未満	優良な工事、八王子市 HP 掲載(1 年間)
C	75点以上で80点未満	標準的な工事
D	70点以上で75点未満	標準的な工事であるが、軽微な改善す べき事項がある工事
E	60点以上で70点未満	改善すべき事項が多く、当該請負者に指 導が必要な工事
F	60点未満	改善すべき事項が著しく多く、当該請負者 に強い指導が必要な工事

(評価内容の確認)

第7条 検査課長は、報告を受けた監督員及び検査員の評価結果に関する内容等につい

て、必要がある場合は、評定者から説明を求めることができる。

(評定結果の処理)

第8条 検査課長は、評定結果を契約課長に報告し、工事成績評定結果通知書により課長に、また、工事成績評定通知書(第9号様式)により受注者に通知する。

(説明責務)

第9条 検査課長は前条の通知を受けた者から評定の内容について説明を求められた時は、速やかにこれに応じなければならない。

2 課長及び契約課長は、前項の説明について検査課長に協力しなければならない。

(優良工事の公表)

第10条 検査課長は、工事成績総評定 80 点以上の工事については、これを公表する。

2 前項の実施についての細目は、別に定める。

(評価の基準)

第11条 工事成績評定の評価の基準については別に定める。

(データベースの管理)

第12条 検査課長は工事成績評定の結果をデータベース化し、その管理に努めなければならない。

(評定の検証)

第13条 検査課長は年度毎の工事成績評定を取りまとめ、その結果を検証しなければならない。

(評定の活用)

第14条 契約課長は、検査課長から評定結果の報告を受け、別に定める基準に基づき、受注者の適正な選定に努めなければならない。

(改善指導)

第15条 検査課長は、評価区分のEランク以下を取得した受注者に対し、検査における指摘事項について改善指導を行い、改善計画書の提出を求める。

2 検査課長は、改善計画書の提出について、通知(第11号様式)を行い、受注者は通知を受け取った日から14日以内に提出しなければならない。

3 改善計画書の提出のない者及びEランク以下を同一年度内に2回以上又は直近で2

回連続して評価を受けた者は、契約課が定める制限措置の対象とする。

(中間検査)

第16条 削除

2 削除

(中間技術検査)

第17条 削除

2 削除

3 削除

(一部しゅん工の検査)

第18条 一部しゅん工の検査の評定は、第5条 第1項から第6項及び第7条により行い、検査課長は、完了検査後まで一部しゅん工の検査の評定表を保管する。

2 検査課長は、完了検査後、一部しゅん工の検査及び完了検査の評定点を集計し、工事成績評定集計表(第10号様式)に取りまとめる。

(評定の修正)

第19条 監督員又は検査員は、評定を修正すべき新たな事案が認められたときは、当該工事成績評定を修正することができる。ただし、修正ができる期間は、しゅん工日より2年間とする。

2 前項により工事成績評定を修正する場合は、第5条及び第7条、第8条の規定を準用する。

付 則

この要領は、平成7年9月1日以降の評定から適用する。

付 則

この要領は、平成11年10月1日以降の評定から適用する。

付 則

この要領は、平成15年4月1日以降に契約を締結する工事に適用する。

付 則

この要領は、平成18年4月1日以降の評定から適用する。

付 則

この要領は、平成20年7月1日から適用する。

付 則

この要領は、平成 21 年4月1日以降の評定から適用する。

付 則

この要領は、平成 25 年 8 月 26 日以降の評定から適用する。

付 則

この要領は、平成 28 年 10 月 1 日から適用する。

付 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要領は、令和 5 年9月1日から適用する。